

政策・意思形成過程への参画手法

市民は、まちづくりの協働の主体として、政策等の企画・立案、実施、評価の各段階で自発的に関与することが望まれます。

現在、検討している「自治基本条例」においては、意思形成過程及び政策形成過程への参画の機会を保障するため、市民からの意見聴取の方法等について検討します。

1.審議会、懇談会

審議会は、地方自治体などの行政庁に付随する行政機関、あるいは任意に設けられる合議制の諮問機関であり、泉南市では、「都市計画審議会」「公害対策審議会」「総合計画審議会」等があり、その組織および運営については条例や規則で定められています。(別紙1)

一方、懇談会は、下記の点において審議会と一線を画します。泉南市では、「医療問題懇談会」などがあります。

- ・法令等を根拠としては開催しない。
- ・「設置する」等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いない。
- ・審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会の名称を用いない。
- ・懇談会等の定員及び議決方法に関する議事手続を定めない。
- ・聴取した意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さない。

2.公聴会

公聴会は、特定の重要事項を決定する前に、利害関係者や一般の外部の意見を聞く制度や会合のことをいいます。

3.市民フォーラム・タウンミーティング(市民懇談会)

市民フォーラムは、市民を対象とした公開討論会であり、重要な行政課題について、議論を活性化するという観点から「市民フォーラム」の開催は有効です。

タウンミーティングは、行政が地域住民を集めて実施する対話型の集会です。政策課題などについて直接市民へ説明するとともに、市民からの意見に耳を傾ける機会となります。

3.ワークショップ(グループワーク)

ワークショップは、学びや創造、問題解決やトレーニングの手法で、一定の

課題について集団で検討作業を行うことをいいます。参加者が自発的に作業や発言を行うことができる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態が一般的です。

4.パブリックコメント制度

パブリックコメント制度とは、行政が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことをいいます。

(別紙 2)

5.アンケート調査等への意見表明

6.無作為抽出参加・討論制度

選挙人名簿や住民基本台帳から無作為に抽出して、会議に参加する制度です。市民参加に偏りがなく、声なき声を拾うというメリットがあります。

8.市民提案制度

開かれた市政運営の一環として、市政に対する建設的な意見や提言を募集しその意見等を行政運営に反映する制度です。広報広聴制度の一環として市長への手紙、市政モニター制度などが一般的です。

8.オンブズパーソン制度

行政に対する苦情を受け付け、中立的立場に立って、原因を究明し問題を解決していく制度です。行政運営に対する市民監視の一つです。

9.市民(住民)投票制度

住民投票は、一定数以上の署名を集めて市政運営上の重要事項について住民投票を実施する制度で、憲法で制定されているもの、法律で制定されているもの、条例で制定するものがあります。

まず、憲法では特別法(その地域にしか適用されない法律)制定について、住民投票を要求しています。

法律の場合は、地方議会の解散、首長、議員の解職で、有権者の3分の1の署名が集まった場合、改めて住民投票が行われます。最近でいうと、阿久根市や名古屋市の例があります。

また、市町村の合併や原子力発電所の建設など、市政に関する特別重要な事項について市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、その議決による条例に基づいて住民投票が行われます。

泉南市では、各地区で住民説明会を開催した上で、平成16年8月22日に、市民の皆様の合併に関する意思を問う住民投票を行いました。(別紙3)